

これまでの宇治市公共施設運営検討委員会意見の指針への反映

1. これまでの意見

(1) 公募・非公募等

- ・公募等の考え方を基本に議論する必要がある
- ・公募が原則であり非公募については緊急的・合理的な理由が必要である
- ・非公募の理由については客観的な観点が求められ、透明性のある選定手法に向けて検討が必要である
- ・公募のタイミングと合わせて公募の方法及び利用料金制度の仕組みを考える
- ・宇治市の直営施設においても類似する施設にて指定管理者制度を導入している事例が他の地方自治体であり検討する必要がある
- ・指定管理者制度導入済の施設についても導入検討に関する視点を用いて点検すべきである
- ・地方財政の健全性の確保の原則もあり、収益性・効率性の追求は必ずしも公の施設の設置目的とは矛盾するものではない

(2) 利用料金制度

- ・利用料金制度の導入対象となる公の施設の判断基準を示す必要がある
- ・利用料金制度は判断基準を検討した上で導入施設を定める
- ・指定期間中に利用料金制度を採用するには指定管理者の同意が必要であり同意を指定管理者から得た施設をモデル事例として検討する
- ・無料施設でも有料で良いサービスを受けたいというニーズはあるはずなので利用料金制度を検討する必要がある
- ・利用料金制度の導入は、料金の徴収の可能性・ノウハウの活用によるサービス向上の可能性・総コストに対する利用料金が極度に低率でないことに絞って施設を検討する

(3) 指定期間

- ・指定管理者の改修経費等を考慮した指定期間の設定が必要である

(4) P F I 関連

- ・P F I 法の規定によりP F I 事業では指定管理者での運営が基本である
- ・指定期間をP F I の契約期間と合わせる必要があるため指針等整理する
- ・P F I 事業者は通常、審査を経て指定管理者の候補者の選定がされているので改めて指定管理者を公募して指定をする必要がない。この場合、選定委員会による調査及び審議の必要もない

2. 指定管理者制度に関する指針（案）への反映事項

これまでのご意見を踏まえる中で、指定管理者制度の趣旨等に立ち返る視点を記載しまとめている。

（1）公募・非公募等

①公募の原則

- ・指定管理者選定の公募の原則
- ・公の施設の特性などに応じて条件を定め公募する
- ・民間事業者が既に事業展開している施設では民間事業者を広く公募する

②指定管理者候補者選定委員会における公募・非公募の審議

- ・市長等は選定委員会の意見を尊重して選定に関し必要な事項を決定する

③質の高いサービスとコストの削減の点検

- ・指定管理者制度の導入済施設についても直営施設から指定管理者制度を導入する視点と合わせて定める

（2）利用料金制度

○利用料金制度導入に係る基準を定める

- ・料金の徴収の可能性
- ・ノウハウの活用によるサービス向上の可能性
- ・総コストに対する利用料金が極度に低率でないこと

（3）指定期間

- ・施設の改修や大規模修繕を含めた指定の場合などの特別な事情がある場合には期間を改めて設定できる

（4）P F I 関連

- ・候補者の選定にあたって公募を行わない
- ・P F I 事業の非公募について選定委員会に意見を聴く必要はない
- ・P F I 事業者を指定管理者に指定する場合は当該施設におけるP F I 事業の期間を指定期間とする